

○平成26年9月分（10月納付分）からの厚生年金保険の保険料額表

厚生年金保険料率：平成26年9月分 ～ 平成27年8月分 適用

児童手当拠出金率：平成24年4月分 ～ 適用

【厚生年金保険】坑内員・船員の被保険者の方（厚生年金基金に加入する方を除く。）						
標準報酬			報酬月額		坑内員・船員の被保険者	
					厚生年金保険料率	
					17.688%	
等級	月額	日額			全額	折半額
			円以上	円未満		
1	98,000	3,270	～	101,000	17,334.24	8,667.12
2	104,000	3,470	101,000	～ 107,000	18,395.52	9,197.76
3	110,000	3,670	107,000	～ 114,000	19,456.80	9,728.40
4	118,000	3,930	114,000	～ 122,000	20,871.84	10,435.92
5	126,000	4,200	122,000	～ 130,000	22,286.88	11,143.44
6	134,000	4,470	130,000	～ 138,000	23,701.92	11,850.96
7	142,000	4,730	138,000	～ 146,000	25,116.96	12,558.48
8	150,000	5,000	146,000	～ 155,000	26,532.00	13,266.00
9	160,000	5,330	155,000	～ 165,000	28,300.80	14,150.40
10	170,000	5,670	165,000	～ 175,000	30,069.60	15,034.80
11	180,000	6,000	175,000	～ 185,000	31,838.40	15,919.20
12	190,000	6,330	185,000	～ 195,000	33,607.20	16,803.60
13	200,000	6,670	195,000	～ 210,000	35,376.00	17,688.00
14	220,000	7,330	210,000	～ 230,000	38,913.60	19,456.80
15	240,000	8,000	230,000	～ 250,000	42,451.20	21,225.60
16	260,000	8,670	250,000	～ 270,000	45,988.80	22,994.40
17	280,000	9,330	270,000	～ 290,000	49,526.40	24,763.20
18	300,000	10,000	290,000	～ 310,000	53,064.00	26,532.00
19	320,000	10,670	310,000	～ 330,000	56,601.60	28,300.80
20	340,000	11,330	330,000	～ 350,000	60,139.20	30,069.60
21	360,000	12,000	350,000	～ 370,000	63,676.80	31,838.40
22	380,000	12,670	370,000	～ 395,000	67,214.40	33,607.20
23	410,000	13,670	395,000	～ 425,000	72,520.80	36,260.40
24	440,000	14,670	425,000	～ 455,000	77,827.20	38,913.60
25	470,000	15,670	455,000	～ 485,000	83,133.60	41,566.80
26	500,000	16,670	485,000	～ 515,000	88,440.00	44,220.00
27	530,000	17,670	515,000	～ 545,000	93,746.40	46,873.20
28	560,000	18,670	545,000	～ 575,000	99,052.80	49,526.40
29	590,000	19,670	575,000	～ 605,000	104,359.20	52,179.60
30	620,000	20,670	605,000	～	109,665.60	54,832.80

(単位：円)

※厚生年金基金に加入する方の厚生年金保険料率について

厚生年金基金に加入している方の厚生年金保険料率は、坑内員の被保険者の方の本来の保険料率である「17.688%」から免除保険料率（2.4%～5.0%）を控除した率となり、加入する基金ごとに異なります。免除保険料率については、加入する厚生年金基金にお問い合わせください。

○賞与に係る保険料について

賞与に係る保険料額を算出する場合は、上記の「保険料額表」は使用できません。
賞与に係る保険料は、標準賞与額に保険料率を乗じた額となります。（保険料率は、標準報酬月額にかかる保険料と同じです。）
標準賞与額は、各被保険者の賞与額から1,000円未満の端数を切り捨てた額となっています。
また、標準賞与額には上限が定められており、厚生年金保険と児童手当拠出金は1ヶ月あたり150万円が上限となります。

○児童手当拠出金について

厚生年金保険の被保険者を使用する事業主の方は、子ども手当の支給に要する費用として児童手当拠出金を全額負担いただくこととなります。
この児童手当拠出金の額は、被保険者個々の厚生年金保険の標準報酬月額及び標準賞与額に、拠出金率（1000分の1.5）を乗じて得た額の総額となります。

○被保険者が負担する保険料（以下「被保険者負担分」）に円未満の端数がある場合について

- ①事業主が、給与から被保険者負担分を控除する場合
被保険者負担分の端数が、50銭以下のときはその端数は切り捨てし、50銭を超える場合は切り上げて1円となります。
 - ②被保険者が、被保険者負担分を事業主の方に現金で支払う場合
被保険者負担分の端数が、50銭未満のときはその端数は切り捨てし、50銭以上のときは切り上げて1円となります。
- ※事業主と被保険者との間で特約がある場合は、その特約に基づき端数処理をすることができます。

○納入告知書の保険料額について

納入告知書の保険料額は、被保険者個々の保険料額を合算した額となります。ただし、その合算した額に、円未満の端数がある場合は、その端数を切り捨てた額となります。